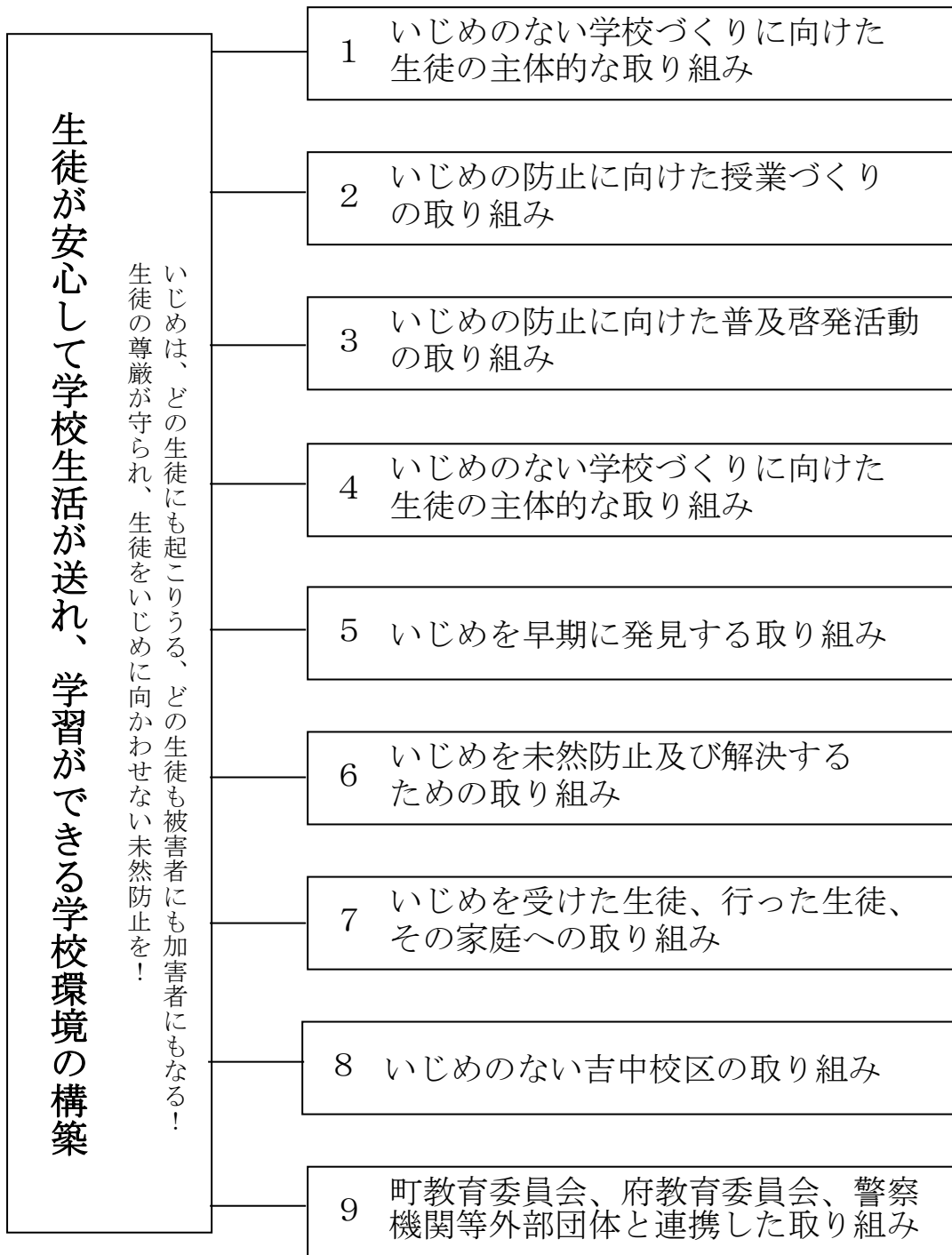


「吉川中学校いじめ防止基本方針」



はじめに

いじめ防止対策推進法によると、いじめとは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言うとして定義されている。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなるという事実を踏まえ、生徒の人権が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止、早期発見、いじめが発生した際の対処を総合的かつ効果的に行うために作成したものである。

1 いじめのない学校づくりに向けた生徒の主体的な取り組み

国の調査によると、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ、無視、陰口）の被害経験や加害経験を全くなかった児童生徒（小学校4年生から中学校3年生）は、それぞれ1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり経験している。だからこそ生徒による主体的な取り組みがいじめのない学校づくりにつながる。

具体的な取り組みは以下のようなものである。

- ①生徒会、評議員等と教員による朝の挨拶運動…朝8時10分～20分
- ②縦割り活動の実施…生徒会各種委員会、体育大会の色別対抗、部活動、
- ③生徒会主催の集会及び募金活動・横断幕の設置、3年生による平和学習報告会
- ④PTA役員、学校協議会との意見交流会
- ⑤学級での班作りと班活動
- ⑥その他、生徒の主体的な活動を重視する取組を行う。

2 いじめの防止に向けた授業づくり等の取り組み

学校教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する。いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、適切に対処できるように育てる。

具体的な取り組みは以下のようなものである。

- ①年間指導計画に沿った道徳の実施を行う。年に1回は公開授業を実施する。
- ②生徒のストレスに適切に対処するための校内研究会を実施する。
- ③人権についての標語・絵画を作成する。
- ④規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ⑤読者活動、幅広い社会体験・生活体験の機会を設ける。

3 いじめ防止に向けた普及啓発活動の取り組み

全ての大人が、いじめは、どの生徒にも、その学校でも、起こるうるものであることや、些細な変化に気づき、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に認知できる力が必要である。生徒を取り巻く大人、学校・家庭・地域が見守る必要がある。そのため、多くの情報を配信する。

- ①生徒会、PTAによる啓発ポスターの作成をする。
- ②生徒会活動の一つに、いじめに関する取り組みを行う。
- ③PTA主催の保護者研修会を開催する。
- ④PTA生活指導委員会による、月1回の生徒見守りを行う。
- ⑤学校指導計画にいじめ防止基本方針を掲載する。

4 いじめを早期に発見する取り組み

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高める必要がある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする。些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。日頃から生徒の見守りや信頼関係づくりを行い、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを張り、情報収集に努めると同時に共有する。

- ①昼食を一緒にとる、休憩時間も教室で対話するなど生徒と接する時間を増やす。
- ②学期ごとに、社会性測定用尺度アンケートや学校生活アンケートを実施する。
- ③学校教育自己診断アンケートを実施する。

- ④学期ごとに、生徒相談週間の設定を実施する。
- ⑤欠席等生徒の変化に気づき家庭訪問を実施し、保護者との連携を行う。
- ⑥教員のいじめへの対応感性を磨くための研修会を実施する。
- ⑦スクリーニングシートを活用し教員間の情報共有に努める。

5 いじめを未然に防止及び解決するための取り組み

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

いじめと疑われる行為を発見した場合、生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。早い段階から関わりを持ち、学年団や対策委員会、学校全体に直ちに情報を共有する。速やかに関係生徒からの事情聴取を行い、いじめの事実の有無の確認を行う。その結果、被害・加害生徒の保護者や関係団体に連絡報告する。

- ①毎週、いじめ対策委員会を開催し、情報交換を行う。
- ②気になる生徒の対応・支援は、学年団を中心に行う。
- ③スクールカウンセラー等を入れたケース会議を行う。
- ④家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、その後も継続的に連携・支援を行う。
- ⑤必要に応じて、学校協議会や保護者会を開催する。
- ⑥生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

6 いじめに関する相談体制の取り組み

いつでも、誰でもが不安や悩みを持った時に、気軽に相談ができ、受け止めることができるように、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

- ①加配教員であるこども支援コーディネーターの継続的な配置と教育相談室の充実や相談環境の整備を行う。
- ②こども支援コーディネーターや養護教諭等を核として、積極的な相談活動を行う。
- ③積極的な家庭との連携のため、家庭訪問等を行う。
- ④スクールカウンセラーによる生徒だけでなく、保護者の直接相談を実施する。
- ⑤学期ごとに、生徒相談を実施する。

7 いじめを受けた生徒、行った生徒、その家庭への取り組み

発見・通報を受けた場合には、全教職員で情報共有を図り、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すと同時に、教育的配慮の下、「いじめは絶対に許されない」と

して加害生徒を指導する。単なる謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①事実把握した時点で事情聴取を行い、事実確認をする。
- ②いじめ対策会議及び学年団を中心に、指導計画を作成する。
- ③速やかに、教育委員会や関係保護者に連絡する。
- ④いじめられた生徒が、安心して学校生活（登下校も含む）が送られる体制をつくる。
- ⑤いじめた生徒が抱える問題など、生活背景にも目を向け、健全な人格の発達を支援する。
- ⑥いじめが起きた集団への働きを行い、好ましい集団活動を取り戻し、互いに認め合う人間関係の構築を行う。

8 いじめのない吉中校区の取り組み

いじめは、どの児童生徒にも、小中学校でも、起こりうるものである。嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験している。解決したように見えても、何かの要因により再び起こることもある。小中学校が情報の共有化や事案の引き継ぎの実施、発生時の連携した取り組みを行う。必要に応じて関係者が協働して対応し、見守り、家庭訪問等を行う。

- ①町いじめ不登校対策会議に参加し、情報交流や支援策等を検討する。
- ②必要に応じて、小中合同で保護者の支援を行う。
- ③個別のケース会議を合同で実施する。
- ④9年間、「いじめは絶対許さない」という確かな方針で総がかりでいじめ問題に対峙する。
- ⑤小中合同の保護者研修会を開催する。

9 町教育委員会、府教育委員会、警察機関等外部団体との連携した取り組み

いじめの問題への対応においては、より効果を上げるために平素から町教育委員会等外部団体との連携を行い、指導助言支援を受ける。特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、適切な連携を行う。

- ①速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会の指導・助言・指示のもとで外部の専門家なども加えて調査委員会を編成し、調査・対応にあたる。
- ②学校や町教育委員会と関係機関の担当者との連絡会議を開催する。
- ③町校長会、教頭会、いじめ不登校対策会議で情報交換や対策を検討する。
- ④町教育委員会等主催の研修会して、教員個々の能力向上を図る。